

市立病院・地域中核病院の比較

資料 1

| 区分 | 市立病院 | | | | 地域中核病院 | | | | |
|-------------|--|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | 市民病院 | 港湾病院 | 新港湾病院 | 脳血管医療センター | 南部病院 | 西部病院 | 横浜労災病院 | 北部病院 | |
| 開院年月（再整備期間） | 昭和35年10月 （S58～H3年度再整備） | 昭和37年5月 | （平成12年度～再整備中） | 平成11年8月 | 昭和58年6月 | 昭和62年5月 | 平成3年6月 | 平成13年4月 | |
| 病床数及び診療科目数 | 624床，20科 | 300床，14科 | 634床，22科 | 300床，6科 老人保健施設80人 | 500床，18科 | 518床，26科 | 650床，23科 | 653床 6センター及び14科 | |
| 特色 | ・365日24時間救急 ・感染症指定医療機関 ・がん検診センター併設 ・災害医療拠点病院 ・臨床研修病院 | ・災害医療拠点病院 ・臨床研修病院 | ・365日24時間救急 ・精神科救急 ・緩和ケア ・がん・心・脳血管疾患 ・老人性痴呆患者の合併症治療 ・災害医療拠点病院 ・臨床研修病院 | ・365日24時間救急 ・脳血管疾患への一貫した治療 ・リハビリテーション ・介護老人保健施設併設 | ・365日24時間救急 ・災害医療拠点病院 ・臨床研修病院 ・循環器系疾患 | ・救命救急センター ・周産期センター ・災害医療拠点病院 ・臨床研修病院 | ・365日24時間救急 ・労災医療 ・リハビリテーション ・災害医療拠点病院 ・臨床研修病院 ・脳・循環器系疾患 | ・365日24時間救急 ・緩和ケア ・精神科救急 ・災害医療拠点病院 ・臨床研修病院 ・がん・心・脳血管疾患 ・老人性痴呆患者の治療 | |
| 事業方式 | 「公設公営」 | 「公設公営」 | - | 「公設公営」 | 「共同建設方式」 市と済生会が共同で建設 | 「誘致方式」 聖マリアンナ医大が建設 | 「誘致方式」 労働福祉事業団が建設 | 「誘致方式」 昭和大学が建設 | |
| *1 経常収支 | 経常収益 | 138億8,800万円 | 59億5,400万円 | 127～132億円 | 51億9,400万円 | 122億8,100万円 | 112億6,000万円 | 158億2,200万円 | *3 70億3,400万円 |
| | *2 横浜市一般会計負担額 | 22億4,600万円 | 11億5,800万円 | 35～40億円 | 17億8,000万円 | 5,200万円 | 1億2,800万円 | 1,000万円 | 4,500万円 |
| | 内訳 | ・救急医療等経費 14億3,200万円 ・高度・特殊医療等経費 4億6,900万円 ・基礎年金拠出等経費 3億4,500万円 | ・救急医療等経費 3億9,500万円 ・高度・特殊医療等経費 3億1,600万円 ・基礎年金拠出等経費 1億6,400万円 ・運営資金補填額 2億8,200万円 | ・救急医療等経費 11億～12億円 ・高度・特殊医療等経費 3億～4億円 ・基礎年金拠出等経費 約3億円 ・運営資金補填額 18億～21億円 | ・救急医療等経費 2億0,000万円 ・高度・特殊医療等経費 9億9,700万円 ・基礎年金拠出等経費 1億7,700万円 ・運営資金補填額 4億0,500万円 | ・救急医療体制運営費 2,300万円 ・病院群輪番制運営費 2,500万円 ・母子二次救急システム運営費 400万円 | ・救命救急センター運営費 4,800万円 ・周産期センター運営費 8,000万円 | 小児救急医療委託 1,000万円 | ・救急医療体制運営費 2,300万円 ・精神科救急運営費 1,400万円 ・病院群輪番制運営費 800万円 |
| | 経常費用 | 147億2,500万円 | 68億2,600万円 | 169～170億円 | 77億0,400万円 | 121億6,800万円 | 114億8,400万円 | 157億8,200万円 | *3 76億4,000万円 |
| | 経常損益 | 8億3,600万円 | 8億7,200万円 | 38～42億円 | 25億900万円 | 1億1,300万円 | 2億2,400万円 | 3,900万円 | 6億600万円 |
| | 1床当たり経常収益 | 2,226万円 | 1,985万円 | 2,000～2,100万円 | *4 1,367万円 | 2,456万円 | 2,173万円 | 2,434万円 | *3 1,077万円 |
| | 1床当たり横浜市一般会計負担額 | 360万円 | 386万円 | 560～620万円 | *4 468万円 | 10万円 | 25万円 | 2万円 | 7万円 |
| | 1床当たり経常費用 | 2,360万円 | 2,275万円 | 2,600～2,700万円 | *4 2,027万円 | 2,433万円 | 2,217万円 | 2,428万円 | *3 1,170万円 |
| | 1床当たり経常損益 | 134万円 | 291万円 | 600～650万円 | *4 660万円 | 23万円 | 43万円 | 6万円 | 93万円 |

| | | | | | | | | |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---|---|----------------------|---------------------------------|
| *1 整備費に対する横浜市一般会計負担額 | 14億7,600万円 | 4億3,500万円 | 18億2,400万円 | 10億500万円 | *9 3億8,400万円 | *9 2億3,000万円 | - | *9 4億4,800万円 |
| *5 用地 | 本市が一般会計で取得し、病院事業会計に所管換え | 本市が一般会計で取得し、病院事業会計に所管換え | *6 病院事業会計で起債にて取得 | 一般会計所有地を病院事業会計に所管換え | 本市が取得し、無償貸付（30年間） | 本市が取得し、無償貸付（30年間） | 本市が取得し、有償貸付（30年間） | 本市が取得し、無償貸付（30年間） |
| 建設費 | 起債にて実施し、償還時に2/3を一般会計から繰入 | 起債にて実施し、償還時に2/3を一般会計から繰入 | 起債にて実施し、償還時に2/3を一般会計から繰入 | 起債にて実施し、償還時に2/3を一般会計から繰入 | ・設計監理費は本市負担 ・建設費の約2分の1を本市負担 ・負担割合に応じ建物を持分所有 | ・設計監理費は本市負担 ・建設費の約10分の1を本市負担 | 建設工事は労災病院で施（本市負担はなし） | ・設計監理費は本市負担 ・建設費の約10分の1を本市負担 |
| *7 4億6,200万円 | *7 9,300万円 | *8 8億5,900万円 | *8 5億6,200万円 | 1億6,600万円 | 7,300万円 | - | 2億4,300万円 | |
| 医療機器整備費 | 起債にて実施し、償還時に2/3を一般会計から繰入 | 起債にて実施し、償還時に2/3を一般会計から繰入 | 起債にて実施し、償還時に2/3を一般会計から繰入 | 起債にて実施し、償還時に2/3を一般会計から繰入 | 医療機器整備費の4分の3を補助 | 医療機器整備費の10分の1を補助（救命救急センター・周産期センターは別途補助） | 本市購入分(40億円)を有償貸付 | 医療機器整備費の10分の1を補助 |
| *7 3億0,200万円 | *7 1億3,200万円 | *8 5億8,200万円 | *8 1億9,600万円 | 5,000万円 | 1,500万円 | - | 2,700万円 | |
| 支払利息 | 償還時に2/3を一般会計から繰入 | 償還時に2/3を一般会計から繰入 | 償還時に2/3を一般会計から繰入 | 償還時に2/3を一般会計から繰入 | 借入金利子を全額補助 | 事業主体負担事業費の2分の1を対象とする借入金利子補助 | - | 事業主体負担事業費の2分の1を対象とする借入金利子補助 |
| *7 7億1,200万円 | *7 2億1,000万円 | *8 3億8,300万円 | *8 2億4,700万円 | 1億6,800万円 | 1億4,200万円 | - | *10 1億7,800万円 | |
| 1床当たり横浜市一般会計負担額 | 237万円 | 145万円 | 288万円 | 265万円 | 77万円 | 44万円 | - | 69万円 |

- *1 経常収支は平成13年度決算額、整備費に対する一般会計負担額は全体事業費のうちの横浜市負担額から算出した。ただし、新港湾病院の経常収支は、平成13年度市民病院決算数値等をもとに病床利用率84%～90%の幅で試算した。
- *2 経常収支中「横浜市一般会計負担額」は、市立病院については繰入金、地域中核病院については補助金又は委託料として病院の収益となっているもの。
- *3 北部病院は平成13年4月一部開院で段階的に開院したため、経常収益及び費用が低くなっている。また、1床当たり経常収益及び費用の算出には許可病床数を用いたため、他病院と比較して低く算出されている。
- *4 脳血管医療センターの1床当たり経常収支は、老人保健施設の定員を病床数と同義にとらえ、380床として算出した。
- *5 用地は、市立病院・地域中核病院ともに横浜市一般会計において取得しており、同一条件といえること（新港湾病院を除く）、また、各病院の用地の購入時点が異なり大幅な価格のひらきがあることから、算出から除外した。
- *6 新港湾病院の用地については、病院事業会計が起債で取得しているため横浜市一般会計の負担が生じているが、他の病院との比較のため、この表では計上していない。
- *7 市民病院・港湾病院の建設費、医療機器整備費及び支払利息は、貸借対照表の簿価に基づいて、建設費及び建設費に係る支払利息については30年、医療機器整備費及び医療機器整備費に係る支払利息については10年で除して算出した。
- *8 新港湾病院・脳血管医療センターの建設費、医療機器整備費及び支払利息は、各病院の償還計画における元利償還総額をもとに、建設費及び建設費に係る支払利息については30年、医療機器整備費及び医療機器整備費に係る支払利息については10年で除して算出した。
- *9 地域中核病院の整備費に対する横浜市一般会計負担額は各項目の負担総額を30年で除して算出した。
- *10 北部病院の整備費に対する横浜市一般会計負担額のうち、支払利息は、現在の支払計画額をもとに算出した。

考えられる経営形態

* 独立行政法人については、特定独立行政法人（国家公務員型）を想定した（具体的には個別法で規定されるが、国立病院に関する個別法はまだ制定されていない）。

| | 地方公営企業法一部適用 | 地方公営企業法全部適用 | 公の施設の管理委託 | 民営化（移譲） | （参考）独立行政法人 |
|--------------------|--|--|---|---|---|
| 説明 | ・市立病院の現在の経営形態 ・地方公営企業法の財務規定のみを適用 | ・財務規定だけでなく、企業管理者の設置や組織、人事労務に関する規定等、地方公営企業法の全部を適用 | ・地方自治法の規定に基づき、公の施設の運営を公共的団体に委託する ・公立病院として地方自治体が設置し、受託団体が運営を行う（いわゆる「公設民営方式」） ・市の会計処理は、地方公営企業法が適用される（受託者の会計処理は、当該団体に適用される会計原則による） | ・土地建物を民間の医療法人又は学校法人等に譲渡する ただし、手法としては土地建物を民間法人に貸し付けることも考えられる ・経営は、すべて譲受団体に移る | ・国が自ら提供してきた行政サービスで、国民生活の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的に設置される ・会計処理の原則については、企業会計原則に基づき主務省令で定める |
| 開設者 | 地方公共団体 | 地方公共団体 | 地方公共団体 | 民間法人 | 独立行政法人 |
| 運営責任者 | 地方公共団体の長 | 病院事業管理者 ・地方公共団体の長が任命 ・特別職地方公務員 ・地方公共団体の長の補助機関 ・地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に当該地方公共団体を代表（予算調製等一部を除く） | 受託事業者 | 民間法人の長 | 法人の長 ・主務大臣が任命 ・特別職国家公務員 ・独立行政法人を代表し、その業務を総理 |
| 医療法上の病院管理者 | 地方公共団体の長が任命する | 病院事業管理者が任命する者 | 受託事業者が任命する者 | 民間法人の長が任命する者 | 法人の長が任命する者 |
| 地方公共団体の長、主務大臣等との関係 | ・設置条例で設置及び経営の基本を定め、その他は地方公共団体の長が規則等で制定 | ・設置条例で設置及び経営の基本を定め、その他は管理者が企業管理規程で制定 ・地方公共団体の長は、地方公営企業に係る予算の調製、議会への議案の提出、過料賦課等の権限を留保 ・地方公共団体の長は、出納取扱金融機関の同意など法定事項に限り関与 ・地方公共団体の長は、地方公営企業の業務と地方公共団体の他の事務との間の調整を図るため必要があるときなどに限り、地方公営企業の業務の執行について必要な指示をすることができる | ・地方公共団体が、経営に関して条例その他で定められた事項及び毎年度の予算に従って事業を委託する ・市は、委託契約に基づいて、受託者に対して必要な指示等を行うことができるほか、民法その他の法令に反しない限り、双方の協議により必要な措置をとることができる | 譲渡の際の契約に盛り込むことにより、一定の条件を付すことは可能 | ・一般的な管理規定は置かず、主務大臣が関与できる事項を法律で限定列挙 業務方法書の認可 中期目標の認定 中期計画の認可等 限度あるいは年度を越える短期借入金、中期計画外の重要財産処分等についての認可など ・主務大臣は、独立行政法人の長の行為が法令に違反するときなどには、是正を要求することができる ・必要がある場合に限り、立入検査 |
| 組織 | 設置条例で設置及びその経営の基本を定め、その他は地方公共団体の長が規則等で決定 | 設置条例で設置及びその経営の基本を定め、その他は、管理者が企業管理規程で決定 | 受託事業者が定める | 当該民間法人が定める | 法令で定める基本的な枠組みの範囲内で、独立行政法人の長が決定 |
| 職員の任命 | 地方公共団体の長が任命 | 管理者が任命 | 受託者が雇用契約を締結 | 民間法人が雇用契約を締結 | 法人の長が任命 |
| 職員の身分 | 地方公務員 ・職員団体の結成可 ・当局と職員団体との協定締結可（法的拘束力はない） | 地方公務員 ・労働組合の結成、団結権、団体交渉権が認められるが、争議権は認められない | 受託者の職員（民間職員） ・労使関係は一般民間企業と同じ | 民間法人の職員（民間職員） ・労使関係は一般民間企業と同じ | 国家公務員（特定独立行政法人の場合） ・労働組合の結成、団結権、団体交渉権が認められるが、争議権は認められない |
| 職員の給与 | 一般行政職職員と同じ給料表が適用される（人事委員会勧告の対象） ・給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない ・給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定める | 一部適用のときの要件に加え、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情等を考慮して、企業独自の給料表を定めることが可能（人事委員会勧告の対象外） ・給与の種類及び基準は条例で定める ・給与の額及び支給方法等の詳細は、労働協約、企業管理規程等による | 受託者が、査定、労働協約、就業規則等に基づいて決定する | 民間法人が、査定、労働協約、就業規則等に基づいて決定する | ・給与の支給の基準は、主務大臣に届出、公表しなければならない ・支給の基準は、一般職国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定行政法人の業務の実績及び中期計画の人件費の見積その他の事情を考慮して定めなければならない |
| 一般会計からの繰り入れ | 地方公営企業法に基づき、負担金、補助金として繰入可能 | 地方公営企業法に基づき、負担金、補助金として繰入可能 | 地方公営企業法に基づき、負担金、補助金として繰入可能（受託者は、委託料の範囲で業務を行う） | 事業によっては補助が可能 | 独立行政法人通則法により、予算の範囲内で、業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部を交付することができる（運営費交付金及び固定的投資経費） |

【参考文】 全国自治体病院協議会雑誌第40巻第9号 「重点協議 地方公営企業法の全部適用」

平成14年度病院事業会計繰出金

(単位：千円)

| 分類 | 項目 | 市民病院 | | | 港湾病院 | | | 脳血管医療センター | | | 計 | | |
|----|-----------------------------------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 14年度 | 13年度 | 差引 - | 14年度 | 13年度 | 差引 - | 14年度 | 13年度 | 差引 - | 14年度 | 13年度 | 差引 - |
| | | 繰入額 | 繰入額 | | 繰入額 | 繰入額 | | 繰入額 | 繰入額 | | 繰入額 | | |
| | 地方公営企業法第17条の2第1号 | 1,458,077 | 1,431,638 | 26,439 | 385,508 | 395,082 | 9,574 | 233,655 | 200,505 | 33,150 | 2,077,240 | 2,027,225 | 50,015 |
| | 救急医療経費 | 513,516 | 496,933 | 16,583 | 297,688 | 305,615 | 7,927 | 151,746 | 119,275 | 32,471 | 962,950 | 921,823 | 41,127 |
| | 感染症病床運営経費(感染症病床24床) | 108,012 | 115,509 | 7,497 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 108,012 | 115,509 | 7,497 |
| | がん検診センター運営経費 | 669,281 | 660,264 | 9,017 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 669,281 | 660,264 | 9,017 |
| | 医療相談等保健衛生に関する事務に要する経費 | 167,268 | 158,932 | 8,336 | 87,820 | 89,467 | 1,647 | 81,909 | 81,230 | 679 | 336,997 | 329,629 | 7,368 |
| | 医療相談経費 | 30,944 | 23,453 | 7,491 | 20,121 | 22,375 | 2,254 | 66,721 | 71,225 | 4,504 | 117,786 | 117,053 | 733 |
| | 栄養相談経費ほか | 136,324 | 135,479 | 845 | 67,699 | 67,092 | 607 | 15,188 | 10,005 | 5,183 | 219,211 | 212,576 | 6,635 |
| | 地方公営企業法第17条の2第2号 | 1,032,097 | 1,025,403 | 6,694 | 1,659,766 | 912,276 | 747,490 | 2,017,284 | 1,896,305 | 120,979 | 4,709,147 | 3,833,984 | 875,163 |
| | ICU,CCU,NICU等高度な医療で採算をとることができない経費 | 308,410 | 282,106 | 26,304 | 118,133 | 118,407 | 274 | 289,358 | 156,845 | 132,513 | 715,901 | 557,358 | 158,543 |
| | I C U 運営費 | 52,214 | 46,149 | 6,065 | 0 | 0 | 0 | 90,482 | 51,791 | 38,691 | 142,696 | 97,940 | 44,756 |
| | C C U 運営費 | 8,999 | 7,557 | 1,442 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,999 | 7,557 | 1,442 |
| | N I C U 運営費 | 53,130 | 53,335 | 205 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 53,130 | 53,335 | 205 |
| | R I C U 運営費 | 58,679 | 61,184 | 2,505 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 58,679 | 61,184 | 2,505 |
| | 血管連続撮影経費ほか | 135,388 | 113,881 | 21,507 | 118,133 | 118,407 | 274 | 198,876 | 105,054 | 93,822 | 452,397 | 337,342 | 115,055 |
| | リハビリテーション経費等特別な医療で採算をとることができない経費 | 185,329 | 186,618 | 1,289 | 205,368 | 197,416 | 7,952 | 750,878 | 839,747 | 88,869 | 1,141,575 | 1,223,781 | 82,206 |
| | リハビリテーション経費 | 153,313 | 154,525 | 1,212 | 129,601 | 119,233 | 10,368 | 738,057 | 827,948 | 89,891 | 1,020,971 | 1,101,706 | 80,735 |
| | 未熟児医療経費 | 0 | 0 | 0 | 46,151 | 47,903 | 1,752 | 0 | 0 | 0 | 46,151 | 47,903 | 1,752 |
| | 病理解剖経費 | 32,016 | 32,093 | 77 | 29,616 | 30,280 | 664 | 12,821 | 11,799 | 1,022 | 74,453 | 74,172 | 281 |
| | 建設改良に要する経費 | 538,358 | 556,679 | 18,321 | 1,336,265 | 596,453 | 739,812 | 977,048 | 899,713 | 77,335 | 2,851,671 | 2,052,845 | 798,826 |
| | 企業債元利償還金 | 538,358 | 556,679 | 18,321 | 128,628 | 134,581 | 5,953 | 977,048 | 899,713 | 77,335 | 1,644,034 | 1,590,973 | 53,061 |
| | 港湾病院再整備費 | 0 | 0 | 0 | 1,207,637 | 461,872 | 745,765 | 0 | 0 | 0 | 1,207,637 | 461,872 | 745,765 |
| | 研究研修経費 | 36,652 | 36,952 | 300 | 22,835 | 23,568 | 733 | 27,555 | 25,159 | 2,396 | 87,042 | 85,679 | 1,363 |
| | 共済組合追加費用等経費 | 307,484 | 308,388 | 904 | 521,218 | 423,048 | 98,170 | 1,527,536 | 557,254 | 970,282 | 2,356,238 | 1,288,690 | 1,067,548 |
| | 追加費用の負担に要する経費 | 233,379 | 238,729 | 5,350 | 129,099 | 109,057 | 20,042 | 119,019 | 117,581 | 1,438 | 481,497 | 465,367 | 16,130 |
| | 基礎年金拠出金に係る公的負担経費 | 74,105 | 69,659 | 4,446 | 40,993 | 31,822 | 9,171 | 37,792 | 34,309 | 3,483 | 152,890 | 135,790 | 17,100 |
| | 前々年度貸付金返還金相当 | 0 | 0 | 0 | 351,126 | 282,169 | 68,957 | 1,370,725 | 405,364 | 965,361 | 1,721,851 | 687,533 | 1,034,318 |
| | 合計 | 2,834,310 | 2,802,381 | 31,929 | 2,589,327 | 1,753,974 | 835,353 | 3,806,030 | 2,679,223 | 1,126,807 | 9,229,667 | 7,235,578 | 1,994,089 |

分類について

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 一般行政事務として行うべきもの、或いは、採算をとることが困難であるが、公的な必要からあえて事業を行わなければならないもの。 感染症に関する医療、救急医療の確保及び医療相談等行政として行われる事務をいう。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療水準の向上、補完を図るために必要な高度な医療。 高度な器械、設備、技術によって行う医療等、採算をとることが困難であるが、公立病院として行わざるを得ないものをいう。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療水準の向上、補完を図るために必要な特殊な医療。 ﾘﾊﾞﾘｰｼｮﾝその他の先駆的医療、未熟児収容部門における医療等特殊の看護を要する医療、病理解剖等採算をとることが困難であるが、公立病院として行わざるを得ないものをいう。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療水準の向上、補完を図るための施設設備整備。 企業債元利償還金の一部等をいう。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> その他 |